

令和4年度 第1回中野市都市計画審議会次第

日時 令和4年8月17日(水) 午後2時
場所 中野市役所4階 会議室42・43

1 開 会

2 あいさつ

3 議事

(1) 会長選出及び会長代理指名について

4 その他

- ・都市施設ごみ処理場(不燃物処理センター)の廃止について
- ・中野市まちづくり基本計画について

5 閉 会

中野市都市計画審議会委員名簿

委嘱期間(R4(2022).8.17~R6(2024).8.16)

	所属団体・役職名	氏名
1	中野市農業委員会 会長	佐野 啓明
2	長野工業高等専門学校 教授	柳沢 吉保
3	中野市議会経済建設委員会 委員長	中村 明文
4	中野警察署 署長	高松 剛
5	北信地域振興局 局長	直江 崇
6	北信建設事務所 所長	関 克浩
7	中野市区長会 理事	阿部 仁士
8	中野市教育委員会 委員	相子 靖子
9	信州中野商工会議所 副会頭	東 英司
10	公益社団法人 中野青年会議所 理事長	清野 友之
11	「小さな拠点」に係る豊田地域運営協議会 副会長兼福祉部会長	小橋 信子
12	一般社団法人 長野県建築士事務所協会 中高支部長	蟻川 幸治
13	公募委員(一般公募)	丸山 裕之
14	公募委員(一般公募)	間峠 未希
15	公募委員(一般公募)	竹内 徳良

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2の規定により、中野市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に規定する者のうちで、市長が特に認めるもの

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験者から任命された委員のうちから委員が選挙する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

中野都市計画ごみ処理場の変更
(中野市決定)

計画書 (案)

中野市

中野都市計画ごみ処理場の変更（中野市決定）

都市計画ごみ処理場中、1号北信保健衛生施設組合不燃物処理センターを廃止する。

	名称	位置	面積	備考
番号	ごみ処理場			
1	北信保健衛生施設組合 不燃物処理センター	山ノ内町大字戸狩	約0.1ha	

区域は、計画図表示のとおり

理由

施設の老朽化に伴い、中野都市計画ごみ処理場を廃止する。



北信保健衛生施設組合
不燃物処理センター

中野都市計画ごみ処理場の変更理由書

北信保健衛生施設組合不燃物処理センターは、中野市、山ノ内町、小布施町、旧豊野町（現長野市）、旧豊田村（現中野市）の一般家庭から排出される不燃ごみの金属くず等を共同処理する施設として、昭和 56 年に稼働し、昭和 56 年 3 月 4 日に中野都市計画ごみ処理場として都市計画決定された。

当該施設は、建設から 40 年余りが経過し施設の老朽化に伴い、今後の不燃物処理のあり方について、北信保健衛生施設組合不燃物処理センター運営検討委員会を設置し検討を行った結果、共同処理は継続したうえで、当該施設は廃止とし民間委託にて処理を行うこととした。

これにより不燃物処理センターは、令和 3 年 3 月 31 日に稼働を停止し、今年度、施設の解体工事を完了することとしている。

中野市では、不燃ごみは引き続き北信保健衛生施設組合に加入し、共同処理を行っている。

土地については、施設設置の当初から借用地であることから、返還することとしており、跡地利用としてごみ処理場の利用予定はないことから、ごみ処理場としての都市施設を廃止するものである。

～ 不燃物処理センター廃止の経過について ～

◎北信保健衛生施設組合について

北信保健衛生施設組合は昭和 44 年 4 月にごみ処理、し尿処理及び火葬場の事業を共同処理するために創設された組合で、現在は中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町、小布施町の 5 市町で組織。

◎不燃物処理センター施設概要

名 称 北信保健衛生施設組合 不燃物処理センター(下高井郡山ノ内町大字戸狩 683 番地 1)
敷地面積 1,000 m²(借用地) 延床面積 269.68 m²
処理能力 20t/5H 竣工 昭和 56 年 7 月

◎不燃物処理センター運営検討委員会

北信保健衛生施設組合が運営する不燃物処理施設の運営方針を検討することを目的に、不燃物処理センター運営検討委員会(北信保健衛生施設組合、以下組織市町 中野市、長野市、山ノ内町、飯綱町、小布施町)を設置。

・検討委員会開催経過

第 1 回検討委員会 平成 30 年 5 月 30 日	第 2 回検討委員会 平成 30 年 7 月 4 日
第 3 回検討委員会 平成 30 年 8 月 2 日	第 4 回検討委員会 平成 30 年 8 月 24 日
第 5 回検討委員会 平成 30 年 11 月 27 日	第 6 回検討委員会 平成 31 年 1 月 23 日
第 7 回検討委員会 令和元年 5 月 29 日	第 8 回検討委員会 令和元年 7 月 17 日
第 9 回検討委員会 令和元年 8 月 28 日	第 10 回検討委員会 令和元年 11 月 26 日

・検討結果

検討委員会において比較検討した結果、北信保健衛生施設組合が新たに処理施設を更新した場合、建設費及び維持管理経費における組織市町への財政負担が大きくなることから、施設更新は行わず、現状の施設は廃止し、北信保健衛生施設組合が処理設備の有する業者に業務委託を行うことで合意。

◎協定書関係

・北信保健衛生施設組合不燃物処理センター施設解体事業に伴う財産処分に関する協定書

締結日 令和 3 年 2 月 19 日

締結者 北信保健衛生施設組合長

【組織市町】中野市長、山ノ内町長、信濃町長、飯綱町長、小布施町長

内 容 組織市町は、不燃物処理センターに係る建物(機械設備含む)の権利を放棄する。
組織市町は、施設解体費を負担する。

◎不燃物処理民間委託関係

・不燃物(金属ごみ)処理・売払い業務委託 令和 3 年 4 月 1 日～

◎施設解体撤去工事関係

・不燃物処理センター解体撤去工事 令和 4 年 5 月 23 日～12 月 28 日

都市計画の策定の経緯の概要

中野都市計画ごみ処理場の変更

事 項	時 期	備 考
長野県知事事前協議	令和4年8月	以下、予定
長野県知事事前協議回答	令和4年8月～9月	
公聴会開催の公告	令和4年9月上旬	
素案の閲覧	令和4年9月上旬～9月下旬	
公聴会 (都市計画法第16条第1項)	令和4年10月上旬	
計画案の公告 (都市計画法第17条第1項)	令和4年10月中旬	
計画案の縦覧 (都市計画法第17条第1項)	令和4年10月中旬～11月上旬	
長野県知事協議 (都市計画法第19条第3項)	令和4年11月中旬	
長野県知事協議回答	令和4年12月中旬	
都市計画審議会 (都市計画法第19条第1項)	令和5年2月下旬	
都市計画決定告示 (都市計画法第20条第1項)	令和5年2月	